

日本共産党船橋議員団 三にゅす

日本共産党国会議員団千葉事務所 ☎043-302-2005
 県会議員 丸山 慎一 ☎047-424-6347
 <市議団控室☎436-3030 FAX420-7201>
 市 会 議 員

関根 和子 ☎447-0557 事務所 ☎440-7950	佐藤 重雄 ☎432-9872
金 沢 和子 ☎422-5278	岩 井 友子 ☎438-8647 事務所 ☎429-2160
渡辺 ゆづ子 ☎462-7273	中 沢 学 ☎493-8140
松 崎 さち ☎419-8470	坂 井 洋介 ☎404-2039

教育に差を生む経済格差

学校教材費は無償に!

「約半数の児童が、安定して正確な円を描くことが難しい安価なコンパスを持ってきている。道具の違いによって子どもの算数への興味が阻害されないか心配だ」との声が寄せられています。

年間教材費は

5万円以上にも

子育て世代は、食費や衣服にかか
るお金、ローンなど家計のやりくり
が非常に大変です。経済格差によっ
て教育に差を生み出さない、誰もが
安心して子育てできる環境をつくる
必要があります。

しかし、校外学習を含めた学校教
材費は、小学校で一人当たり年間約

8千〜5万円、中学校では約4万7
千円〜6万5千円と大きな負担とな
っています。

また、小中学校の教材は現在、個
人で用意するものと学校側で用意す
るものとバラバラですが、原則とし
て全て学校で用意するべきではない
でしょうか。

憲法26条には「義務教育は無償と
する」と書かれているのですから、
当然、無償化すべきだと求めまし
た。

市は、「個人の所有物となるもの
は無償化しない。憲法26条の義務教
育無償というのは教材費を含まない
という判例がある」等々、様々な言
い訳を持ち出して無償化を拒みまし
た。

質問を通

じて、市

には子育

てしやす

い船橋を

つくろう、

教育に差

を生み出さないようにしようという

姿勢が無いことが明らかになりました。

た。

日本共産党は、船橋市の給食費・
教材費の無償化を引き続き求めてい
きます。



日本共産党船橋市議団主催

無料 法律相談

10月27日(火)
11月18日(水)

弁護士が
相談を
受けます

労働相談も受けています

会場：中央公民館

時間：午後1時〜4時

要予約 ☎436-3030

9月市議会

介護保険改悪から市民を守れ

医療・介護総合法施行により、公的介護・医療保障を土台から崩す大改悪がすすめられています。

市内でも介護保険改悪の影響が表のように現れています。

特別養護老人ホームの利用では、要介護1・2の方の入所が原則不可とされました。食費・居住費の軽減対象者も大幅に減らされました。所得160万円以上の方のサービス利用料自己負担は1割から2割に増やされました。

これらの改悪で、介護サービスを必要とする方たちが、「利用できる」事態にならないよう、市の手立てを求めました。

介護をめぐる市内の現状

特養ホーム待機者 ※1	576人
うち、自宅でひとり暮らし世帯	104人
上記のうちで、要介護5の世帯	14人
介護サービス利用者負担が2割の人数 ※2	3,192人
〃 1割の人数 ※2	19,639人
施設入所の食事・居住費の軽減対象者(2015年度) ※3	2,378人
〃 (2014年度) ※3	3,286人

※1：7月1日現在、※2：8月1日現在、※3：8月25日現在

市は、「経済的負担増によるサービス利用制限は好ましくない、現状把握に努めたい」「相談があれば丁寧な対応に努める」などと答弁しました。

来年からの新総合事業で

船橋市では来年度から、要支援者への訪問介護・通所介護を、介護保険事業から、市の事業に移行する準備をすすめています。サービスの提供は、現行の介護保険事業者から、ボランティアなどによる「多様なサービス」に置き換えられます。

要介護認定では医師の診断が必須なのに対し、総合事業で

は、市の窓口担当者（無資格者でも可）が、要介護認定の「必要性」を判断します。窓口で「要支援」と判断されても、「総合事業のサービスだけでいい」との判断で、「介護認定を受けなくていい」ことにされてしまいます。そうなれば、専門家の目が届かず、初期の認知症を見逃す等、必要な支援から阻害されることも起きかねません。

市は「総合事業では迅速なサービス提供につなげる。体制の具体化等は、国の指針に沿って検討中」などの答弁にとどまりました。

